	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第4-5	第4 その他業務運営に関する重要事項									
	5 人材の確保・育成									
当該項目の重要度、難	推 関連する政策評	価·行政事業 政策評価書:事前分析表農林水産省30-⑩ -								
易度	レビュー	行政事業レビューシート事業番号: 0188								
		政策評価書:事前分析表農林水産省30一切								
		行政事業レビューシート事業番号: 0215、0222								

指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度)	28 年度	29 年度	30年度	31 年度	32 年度	(参考情報) 当年度までの累利 値等、必要な情報
(参考指標) 年度当初の常勤職員 数(研究開発)	Į.	709人	724 人	734 人				IE TY Z Z GIRTK
(参考指標) 年度当初の常勤職員 数(水源林造成業務 等)	i i	356 人	354 人	350 人				各年度当初の 4 / 1日現在の職員数
(参考指標) 年度当初の常勤職員 数(森林保険)		19 人	24 人	26 人				
研修件数(研究開発)		54 件	61 件	74 件				
研修受講者数(研究開発)	2	1,02 人	2,511 人	4,426 人				
免許·資格取得者数 (研究開発)		7人	22 人	18 人				
免許·資格取得者数 (水源林造成業務等)		15 人	15 人	19 人				
ラスパイレス指数		102.3 100.5	102.0 100.4	100.9 99.8				上段は業務・技術所員,下段は研究職員

3. 各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価
中長期目標	(1)人材の確保・育成
	研究開発業務の成果の創出のため、女性・外国人・若手・中堅研究者・シニア研究員等の多様な人材を確保し、高い研究マネジメント能力を有する職員を計画的に
	育成するとともに、その資質の向上を図る。また、個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、様々なキャリアパスに誘導するよう
	努める。さらに、研究者の流動化や人材交流により新たなイノベーション創出を図るため、クロスアポイントメント制度等を整備する。
	水源林造成業務の確実な実施のため、必要な人材を確保する。また、水源林造成業務に係る職員を各種研修等に参加させること等により、高度な専門知識と管理
	能力を有する職員を育成する。
	森林保険業務の適正な実施、専門性の向上等のため、林業経営や森林被害等に精通した職員を配置するほか、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの
	出向等により必要な人材を確保する。また、森林保険業務を適切に実施できるよう、職員を各種研修等に参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する
	開発している。これは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の
	さらに、全体として、女性の幹部登用など男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組を強化する。
	(2)人事評価システムの適切な運用
	Table Ta
	措置の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献等を十分に勘案したものとする。また、一般職員等の評価は、国が実施する評価制度に準じたものとする。
	人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。
	(3)役職員の給与水準等
	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
	また、クロスアポイントメント制度や年俸制など研究業務の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入に取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確
	保のため、給与水準を公表する。

様式2-1-4-2 国立研究開発法	:人 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式
中長期計画	○人事に関する計画 (1)研究開発業務 研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。
	管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。 (参考1) 期首の常勤職員数 779 人 (2)水源林造成業務
	(2) 小原体追放業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。 (参考 2) 期首の常勤職員数 347 人
	(3)森林保険業務 3 (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (4) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
	期首の常勤職員数 36 人 (4)特定中山間保全整備事業等 特定中山間保全整備事業等の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。 (参考4)
	期首の常勤職員数 18 人 ○人材の確保・育成 (1)人材の確保 ・ (1) 人材の確保
	研究開発業務の成果の創出のため、人材の確保に当たっては、常勤職員の採用に加え、テニュアトラック制や、任期付き研究員制度、再雇用等を活用し、女性・ 外国人・若手・中堅研究者・シニア研究員等、森林研究・整備機構が必要とする才能豊かで多様な人材の確保に努める。また、研究者の流動化や人材交流により新たなイノベーション創出を図るため、クロスアポイントメント制度等を整備する。 水源林造成業務の確実な実施のため、必要な人材を確保する。
	森林保険業務の適正な実施、専門性の向上等のため、林業経営や森林被害等に精通した職員を配置するほか、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。 (2)職員の資質向上
	「農林水産研究における人材育成プログラム(平成 27 年農林水産技術会議改正)」等を踏まえ、森林研究・整備機構の人材育成プログラムを改正し、個人の資質や経歴、年齢に応じた研修等の実施により、研究遂行能力の向上とともに、研究マネジメント能力やコーデイネート能力等、研究管理部門等が必要とする能力を開発し、個々の研究者の資質を活かす様々なキャリアノスへの誘導を計画的に進める。
	さらに、一般職員についても、職員の資質の向上を図るため、業務に必要な各種資格を計画的に取得することに努めるとともに、水源林造成業務や森林保険業務における高度な専門知識が必要とされる業務を適切に実施するため、各種研修に職員を参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。 このほか、男女共同参画の推進及び女性研究者の活躍促進に向けた両立支援の充実のため、男女共同参画の推進に努める。
	(3)人事評価システムの適切な運用 職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。 研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の「橋渡し」活動並びに研究管理業務等への貢献を十
	分に勘案して行う。また、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。 人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。 (4)役職員の給与水準等
क्रिक्र श्री वर्ष	役職員の給与については、職務の特性や国家公務員の給与等を勘案した支給水準とする。 また、研究開発業務については、手当を含め給与の在り方を検証し、クロスアポイントメント制度の整備とともに、年俸制について検討を行う。 さらに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、役職員の給与水準を公表する。
年度計画	○人事に関する計画(1)研究開発業務研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。
	(2)水源林造成業務 水源林造成業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。
	(3)森林保険業務 森林保険業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。 (4)特定中山間保全整備事業等
	特定中山間保全整備事業等の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。 ○人材の確保・育成

(1)人材の確保

研究開発業務の成果の創出のため、人材の確保に当たっては、常勤職員の採用に加え、テニュアトラック制や、任期付き研究員制度、再雇用等を活用し、女性・外国人・若手・中堅研究者・シニア研究員等、森林研究・整備機構が必要とする才能豊かで多様な人材の確保に努める。

水源林造成業務の確実な実施のため、必要な人材を確保する。

森林保険業務の適正な実施、専門性の向上等のため、林業経営や森林被害等に精通した職員を配置するほか、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。

(2)職員の資質向上

平成 28 年度に改正した森林研究・整備機構の人材育成プログラムに基づき、個人の資質や経歴、年齢に応じた研修等を実施し、研究遂行能力の向上とともに、研究マネジメント能力やコーディネート能力等、研究管理部門等が必要とする能力を開発し、個々の研究者の資質を活かす様々なキャリアパスへの誘導を計画的に進める。

さらに、一般職員についても、職員の資質の向上を図るため、業務に必要な各種資格を計画的に取得させることに努めるとともに、水源林造成業務や森林保険 業務における高度な専門知識が必要とされる業務を適切に実施するため、各種研修に職員を参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を 育成する。

このほか、男女共同参画の推進及び女性研究者の活躍促進に向けた支援の充実のため、男女共同参画の推進に努める。

(3)人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。

研究職員の業績評価については、研究業績や学会活動を初め、行政、民間・企業等への技術移転及び森林総合研究所の業務推進等への貢献を十分に勘案 して行う。また、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。

(4)役職員の給与水準等

役職員の給与については、国家公務員の水準となるように取り組むとともに、その水準を公表する。

また、研究開発業務については、手当を含め給与の在り方を検証し、クロスアポイントメント制度など業務の特性に応じた報酬・給与制度について検討を行う。

主な評価指標

<評価の視点> (1)人材の確保・育成

- ・各業務において、必要とする人材を確保しているか。
- ・各種研修等を計画的に実施し、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成しているか。
- ・男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組等を行っているか。
- (2)人事評価システムの適切な運用
- ・職員の業績及び能力評価を適切に行っているか。研究職員については、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策や技術移転活動等への貢献に応じた評価を行っているか。また、人事評価結果を適切に処遇へ反映しているか。
- (3)役職員の給与水準等
- ・研究開発業務におけるクロスアポイントメント制度などの柔軟な報酬・給与体系の導入に向けた取組は適切に行われているか。給与水準は適切に維持され、説明 責任が果たされているか。

(評価指標)

- (1)人材の確保・育成
 - ・研究開発業務における多様な人材の確保、育成するための取組状況、クロスアポイントメント制度などの活用による人材交流の状況
 - ・水源林造成業務の適正な実施に必要な職員数を確保しているか。
 - ・森林保険業務において、林野庁、損害保険会社、森林組合系統からの出向等により、森林保険業務の適正な実施に必要な職員を確保しているか。
 - ・職員の研修等を計画的に行っているか。
- 男女共同参画の取組状況
- 各種研修の実施状況
- (2)人事評価システムの適切な運用
- 人事評価の実施状況
- 人事評価結果の処遇への反映状況
- (3)役職員の給与水準等
- ・研究開発業務におけるクロスアポイントメント制度などの柔軟な報酬・給与体系の取組状況
- ・ラスパイレス指数

法人の業務実績等・自己評価

業務実績

| <主要な業務実績>

○人事に関する計画

森林法等の一部を改正する法律の成立・施行に伴い、組織運営上必要な事項の改正を行った。

法人に置く組織を、森林総合研究所(茨城県つくば市)、森林総合研究所林木育種センター(茨城県日立市)、森林総合研究所森林バイオ研究センター(茨城県

日立市)、森林整備センター(神奈川県川崎市)及び森林保険センター(神奈川県川崎市)とした。

「研究開発業務」

研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行った。管理部門の効率的な推進のため適切な要員配置を行った。

日本田川 1~2~1十月、1年年

[水源林造成業務]

業務の内容・規模を踏まえ効率的な業務実施体制となるように、適切な配置等を行った。

「森林保険業務〕

森林保険業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行った。

[特定中山間保全整備事業等]

業務の内容・規模を踏まえ効率的な業務実施体制となるように、適切な配置等を行った。

○人材の確保・育成

(1) 人材の確保

「研究開発業務]

研究開発業務の人材を育成するため、東京大学とクロスアポイントメント協定を締結し、1名を在籍派遣した。

研究職員の採用については、森林総合研究所のホームページへの掲載と関連する大学及び都道府県研究機関並びに科学技術振興機構研究者人材データベ

一スへ募集案内の公告掲示を依頼するなど広く公募をかけ、優れた人材の確保を図った。

さらに、近年研究分野によっては博士号取得者が少ない状況にあり人材の確保が急務となっていたことから、そのような研究分野に対しては博士号未取得者をテニュア型任期付職員として募集することで、人材の確保に努めた。また、パンフレットを作成・配布し、森林機構のダイバーシティ推進の取組を紹介するとともに、くるみんマーク取得を採用情報でアピールする等、多様な働き方に理解のある職場であることを示した。理工系を志す女子学生数を増やすために茨城県や筑波大学が主催する催し物に協力した。これらにより、女性研究者 9 名 (うちテニュア型任期付き 3 名)、男性研究者 10 名 (うちテニュア型任期付 4 名)を採用し、研究職員の女性比率は 15.6 % (平成 28 年度 14.4 %)となった。

「水源林造成業務」

森林整備センターにおいては、水源林造成業務の確実な実施に必要な職員を確保するため、森林整備センターのホームページ及び就職情報サイトへ募集案内の掲示を行い、新たに職員13名(女性6名、男性7名)を採用した。

「森林保険業務]

森林保険センターにおいては、森林保険業務の確実な実施、専門性の向上のため、林業経営や森林被害等に精通した職員を配置するほか、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保した。

(2) 職員の資質向上

「研究開発業務]

研究開発業務においては、研究業務及び研究支援業務の遂行のために、新たに必要となる免許及び資格を確実に取得させるとともに、各種の講習会等に参加させることによって、職員の資質の向上を図った。

○平成 29 年度における免許取得者数

危険物取扱者(甲種)(2名)、危険物取扱者(乙種)(4名)、わな猟(1名)、特別管理産業廃棄物管理責任者(6名)、第一種衛生管理者(2名)、スノーモビルライセンス(3名)

○平成 29 年度における技能講習会等参加者数

床上操作式クレーン運転技能講習(2名)、クレーン運転(5t未満)特別教育(1名)、フォークリフト運転技能講習(7名)、玉掛業務技能講習(3名)、伐木等業務従事者特別教育(10名)、高所作業車特別教育(10m未満)(3名)、小型車両系建設機械特別教育(3t未満)(4名)、刈払機作業安全衛生教育(16名)、丸のこ等取扱い作業従事者安全教育(1名)、普通第1種圧力容器取扱作業主任者技能講習(1名)、乾燥設備作業主任者技能講習(1名)、安全運転管理者講習(2名)、副安全運転管理者講習(1名)、甲種防火管理者講習(1名)、自衛消防業務新規講習(2名)、エネルギー管理員講習(1名)、有機溶剤安全衛生教育(1名)、締固め用機械(ローラー)特別教育(1名)、熱中症予防(管理者)安全衛生教育(2名)、安全衛生推進者養成講習(1名)、放射線業務従事者のための教育訓練講習会(新規教育)(1名)、危険物取扱者保安講習(8名)、高圧ガス保安講習(1名)、高圧ガス製造事業所(冷凍)保安講習(1名)

農林水産省、林野庁、人事院等が主催する各種研修や農林水産技術会議が主催する技術講習会やセミナーなどに一般職員及び研究職員を積極的に参加させた。また、所内においても所内短期技術研修等を実施した。所内の研修や講演時にはテレビ会議システムを活用し、支所等の職員も参加できる方法をとった。語学研修については、研究所、支所等で合計 24 名 (研究所 8 名、北海道支所 1 名、関西支所 2 名、四国支所 3 名、九州支所 3 名、多摩森林科学園 1 名林木育種センター 6 名) が受講した。国際的な成果の発信や国際会議における発言力向上のため、国際学会等における英語プレゼンテーション能力向上研修を行い、11 名が受講した。研究プロジェクト企画・立案研修を行い 18 名が受講した。

年度当初に運営費交付金による競争的資金(交付金プロジェクト2)の募集において新規採用者も含む若手からの課題提案の採択枠を増やし、採択 10 課題のうち 7 課題は若手研究者からの提案を採択した。これにより、若手研究者の育成を図った。

海外留学については、OECD の国際共同研究プログラムのフェローシップにより、2 名の研究員をドイツ及びオーストラリアへ派遣した。

学位の取得や資質の向上に向けて研究職員のモチベーションを高めるため、学位取得者を全所に通知するとともに、学会賞等の受賞者をホームページで公表した。今年度の博士の学位取得者は、博士(農学)6名、総取得者は391名(平成28年度:371名)となった。これは研究職員の83.5%(同:80.7%)に該当する。さらに、ダイバーシティを少しでも身近な問題として考える機会とするため、エンカレッジ推進セミナー及びダイバーシティ研修を開催したほか、男女共同参画週間などの機会を利用して、ダイバーシティ推進の情報提供と意識啓発に努めるとともに、全所的な男女共同参画の意識調査結果を配布した。

「水源林造成業務等]

水源林造成業務においては、業務の円滑な遂行に資するために「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター国家資格等の取得に関する取扱要領」に基づき、業務遂行に必要な免許及び資格取得の促進に努めるとともに、「森林整備センターにおける人材育成の基本方針」(平成 27 年 5 月制定)に基づき、官庁等が主催する外部講習会等に職員を参加させ資質の向上を図った。

○平成 29 年度における免許取得者数

森林総合監理士(7 名)、技術士補(1 名)、林業技士(3 名)、森林情報士(1 名)、わな猟(2 名)、森林インストラクター(1 名)、測量士補(1 名)、日商簿記検定 2 級(2 名)、ビジネス実務法務検定 2 級(1 名)

○平成 29 年度における主な外部講習会等参加者数公文書管理研修 II (1 名)、職場のメンタルヘルス基礎研修会(2 名)、個人情報保護法改正セミナー(1 名)、過重労働解消のためのセミナー(9 名)、行政管理・評価セミナー(1 名)、指定公共機関国民保護担当者研修会(1 名)、服務・懲戒実務研修(2 名)、給与実務研修会(3 名)、森林総合監理士育成(前期)第 1 回研修(2 名)、森林総合監理士(後期)第 3 回研修(2 名)、森林保護管理(病虫害)(1 名)、林業専用道技術者第 2 回(1 名)、森林企会、森林企業技術(2 名)、無人航空機活用技術(1 名)、木材産業・木材利用(先進事例学習)(1 名)、生物多様性保全(1 名)、森林計画(中級)(1 名)、保安林及び林地開発許可第 3 回(4 名)、特用林産(1 名)、木材産業・木材利用(基礎知識)(1 名)、木材産業・木材利用(実践)(2 名)、木質バイオマスのエネルギー利用(1 名)、法律公開講座(4 名)、神奈川県内訟務担当者研究会(8 名)、「積算基礎の構成から学ぶ契約変更と実行予算」講習会(2 名)、公会計監査機関意見交換会議(5 名)、会計検査の指摘事例から学ぶ設計・施工不良の改善策講習会(3 名)、土木工事積算セミナー(1 名)、評価・監査中央セミナー(9 名)、公共調達と会計検査(3 名)、公共工事と会計検査(1 名)、JRRC 著作権初級講座(1 名)、著作権セミナー(4 名)、法律セミナー(4 名)、産業保険セミナー(4 名)、決算・内部統制セミナー(2 名)、会計事務職員契約管理研修(1 名)、政府関係法人会計事務職員研修(1 名)、QND 研修(1 名)、予算書作成支援システム研修(4 名)、消費税中央セミナー(2 名)、公共調達と会計検査講習会(2 名)、農業農村整備サマーセミナー(1 名)、農業土木技術研究会研修会(1 名)

合計 108 名

「森林保険業務]

森林保険業務においては、職員の資質向上を図り業務の円滑な遂行に資するため、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター職員研修要領」 に基づき職員の研修計画を作成し、外部有識者等を講師とした研修を実施することで、保険業務に係る専門知識の習得等を図った。

○平成 29 年度における免許取得者数

樹木医(1名)

○平成 29 年度における外部講習会等参加者数

行政法人決算セミナー(2名)、評価・監査中央セミナー(2名)、公会計監査研修(2名)、関東地区行政管理評価セミナー(1名)、公文書管理研修Ⅰ(2名)、公文書管理研修Ⅱ(1名)、NISC 勉強会(2名)、情報セキュリティインシデント対応演習(1名)、職場のメンタルヘルス基礎研修会(24名)、ダイバーシティ研修(20名)、エンカレッジ推進セミナー(28名)、債権初任者セミナー(1名)、予算編成支援システム研修(2名)、防火・防災管理者講習(2名)、消費税中央セミナー(2名)、グリーンボンドに関する勉強会(2名)、みずほ証券主催セミナー(1名)、グリーン購入法及び環境配慮法の基本方針説明会(2名)、合計97名

(3) 人事評価システムの適切な運用

一般職員及び技術専門職員の人事評価については、前期に引き続き国と同様の人事評価を実施した。評価結果については、昇任、昇格、昇給、勤勉手当の成 績率判定に活用した。

「研究開発業務」

研究開発業務においては、4月と8月に評価者訓練を実施し、評価者及び調整者で同じ評価となるよう事例を用いて評価の視点等の確認をした。 また、研究職員の業績評価については、研究業績や学会活動を始め、行政施策への反映、民間・企業等への技術移転及び研究所の業務推進等への貢献を十分に勘案して行った。

「水源林浩成業務」

水源林浩成業務においては、評価者訓練を平成29年7月31日(対象者数4名(新任管理者)全員参加)に行った。

「森林保険業務〕

森林保険業務においては、7月に新任管理職3名を対象として評価者研修を実施した。

(4)役職員の給与水準等

研究開発業務においてクロスアポイントメント制度に基づく人事交流を実施し、勤務割合に応じた給与支払いを行う等、柔軟な報酬・給与体系の導入を進めた。また、法人の給与体系については、国家公務員における「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して職員給与規程を規定しており、手当を含め役職員給与の在り方について検証した上で給与水準の見直しを行い、国家公務員と同等の水準となるようにしているところである。この結果、平成 29 年度のラスパイレス指数については、事務・技術職員は 100.9、研究職員は、99.8となった。

検証結果や取組状況については、毎年 6 月末に「国立研究開発法人森林研究・整備機構の役職員の報酬・給与等について」によりホームページ上で公表している。

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職) 100.9

(研究職員)

対国家公務員(研究職) 99.8

В

自己評価 <u>評定</u> <評定と根拠>

研究開発業務の博士号未取得者のテニュア型任期付き職員としての募集、クロスアポイントメント協定に基づく東京大学との人事交流、水源林造成業務の適正な実施

	のための職員採用、森林保険業務の林野庁・損害保険会社及び森林組合系統からの出向等による人材の確保に努めた。また、各業務において、免許及び資格を有する者の維持・拡充を図り、職員の資質向上に努めた。男女共同参画推進とワークライフバランス実現のため、エンカレッジ推進セミナーの開催、男女共同参画意識調査結果の配布により、男女共同参画意識の啓発に努めた。以上のように、必要とする人材を適宜確保し、研修を計画的に実施することで高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成し、男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組等を行っている。 一般職員及び技術専門職員の人事評価については、国と同様の人事評価を実施し、実施にあたっては、評価者訓練を実施し評価者及び調整者で同じ評価となるよう事例を用いて評価の視点等の確認をした。また、研究職員の業績評価については、研究成果の行政施策や技術移転等への貢献を十分に勘案して行った。評価結果については、昇任、昇格、昇給、勤勉手当の成績率判定に活用するなど、職員の業績及び能力評価を適切に行い、人事評価結果を適切に処遇へ反映している。役職員の給与水準については、研究開発業務において、クロスアポイントメント制度に基づく人事交流により柔軟な報酬・給与体系の導入を進めた。給与のラスパイレス指数は事務・技術職員: 100.9、研究職員: 99.8 となっており、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給していることから、給与水準は適切に維持されている。以上のように、平成 29 年度の計画を確実に達成したことから、「B」評定とした。
主務大臣による評価	評定 B
	<評定に至った理由 > 効率的・効果的な業務実施のために適切な要員配置を行うとともに、クロスアポイントメント制度の活用や、免許・資格の取得や各種講習会の受講を促進するなど、職員 の資質向上に向けて、積極的な取組を行った。
	人事評価に当たっては、研究業績や学会活動に加え、行政施策や技術移転等への貢献も勘案して処遇に反映させるとともに、評価者訓練を実施して公正性の確保に
	努めた。
	<国立研究開発法人審議会の意見> 若手職員の継続的な採用に努められたい。

4. その他参考情報

1	. 当事務及び事業に関	する基本情報							
//	§4−6	第4 その他業務運 6 情報公開の推							
当易	i該項目の重要度、難 J度				関連する呼レビュー		政策評価書:事前分析 行政事業レビューシー 政策評価書:事前分析 行政事業レビューシー	卜事業番号: 0188 ·表農林水産省 30	- (17)
_									
2	・ 上 ダ な 座	本上口無	甘淮は	20 左座	20 左座	20 左座	21 左座	22 左座	(含老桂却)
	指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	(参考情報) 当年度までの累積 値等、必要な情報
_	to the sille to the sille of the	1		1					
3	. 各事業年度の業務に	係る目標、計画、業務的	実績、年度評価に係る	目己評価及び主務大	住による評価	14714 1 km = 10 +	上ヶ年和のハ明ル	7 14 44 / 五子 12 左	(本体が 140 日))マサゴ
	中長期目標	き、適切に情報	公開を行う。						法律第 140 号)に基づ クロージャー基準」等を
	中長期計画	独立行政法 なお、森林(準)等を参考と	する。	公開の実施に当たっ	ては、民間の損害保	険会社が行っている情	青報公開状況や日本指	書保険協会策定の)「ディスクロージャー基
	年度計画	独立行政法	人等の保有する情報の R険業務に関する情報)公開に関する法律(² 公開の実施に当たっ	平成 13 年法律第 140 ては、民間の損害保) 号)に基づき、適切に 険会社が行っている情	に情報公開を行う。 青報公開状況や日本指	[害保険協会策定 <i>0</i>])「ディスクロージャー基
	主な評価指標	<評価の視点 ・法人運営に	> こついての情報公開の	充実に向けた取組や において、民間の損害	情報公開を適切に行ってい 害保険会社が行ってい	っているか。 いる情報公開状況やE	日本損害保険協会策定	ジのディスクロージャ	一基準を参考にしている
		(評価指標) ・情報公開ネ ・民間の損害	対応状況 序保険会社が行っている	る情報公開状況や日々	本損害保険協会策定	のディスクロージャー	基準と照らし合わせて、	公表事項に過不足	がない情報公開となって
	法人の業務実績等・自								
	業務実績	独立行政法人 せ、開示請求者 平成 29 年度 また、独立行 性を確保するが	務を適正かつ迅速に行 国立公文書館が主催す 皆への適切な対応と迅 では、情報公開制度によ 可政法人通則法等に基 こめソルベンシー・マー	ける公文書管理に関す 東な開示決定を行える よる開示請求が 2 件あ づき、森 林 保 険 運	ける研修会に 18 名及 6体制を整えた。 5つたが、開示請求者・ 営に係る情報を斬	ひび一般財団法人行政 への適切な対応を図る 品広くホームページで	女管理研究センターが るとともに、迅速な開示を で公表した。また、法律	主催する情報公開† を実施した。	に関する研修会に 3 名、 セミナーに 1 名を参加さ 外についても経営の透明
	自己評価	評定	В						
		情報公開に係	運営の実現に向け、法	。また、ソルベンシー	・マージン比率を公表	きするなど民間の損害	保険会社が行っている	めるとともに、各種で 情報公開状況や日	研修会への参加を通じて 本損害保険協会策定の
	主務大臣による評価	評定 評定	В						
		加させ、人材育りまた、森林保	引する情報をホームペー	間の損害保険会社で	用いられる基準等を置			さらに、情報公開に	こ関する研修に職員を参

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報	
1. ヨ事務及い事業に関 第4-7	第4 その他業務運営に関する重要事項	
	7 情報セキュリティ対策の強化	
当該項目の重要度、難 易度		関連する政策評価・行政事業 政策評価書:事前分析表農林水産省30 -⑩
易度		レビュー 行政事業レビューシート事業番号: 0188
		政策評価書:事前分析表農林水産省30 一⑰
		行政事業レビューシート事業番号: 0215、0222

2. 主要な経年データ	?							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	(参考情報) 当年度までの累積 値等、必要な情報
情報セキュリティ取 状況			情報セキュリティポリシー見直し、自己点検・インシデント対応訓練実施	自己点検・インシデント対応訓練実施				
情報セキュリティ教研修の開催(研究発)	(育 開		2 回	2 回				
情報セキュリティ教研修の開催(森林備)	整		1 回	1 回				
情報セキュリティ教 研修の開催(森林 険)	保		1 回	1 回				

3. 各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年度評価に係ろ自己評価及び主務大臣によろ評価
中長期目標	政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、 情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ 対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。
中長期計画	政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、 情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ 対策の改善に努める。 また、特定個人情報を含む個人情報についての管理・保護の徹底に努める。
年度計画	情報セキュリティポリシーに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の 実施状況を把握し、PDCA サイクルを踏まえ、情報セキュリティ対策の改善に努める。 また、特定個人情報を含む個人情報についての管理・保護の徹底に努める。
主な評価指標	<評価の視点> ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一的な基準群を踏まえた情報セキュリティは適切に確保されているか。 ・情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保しているか。 ・個人情報の保護を適切に行っているか。 (評価指標) ・情報セキュリティ取組状況 ・不正アクセスへの対応状況 ・職員研修の実施状況
法人の業務実績等・自己評業務実績	

自己評価	・ 森林整備センター: 整備センター(川崎)及び3水源林整備事務所で11月に実施 ・ 森林保険センター: 12月に実施 また、受講漏れの防止や役職員における理解度の把握、知識習得の徹底等のために e-ラーニングシステムを活用した。 内閣サイバーセキュリティセンター等が開催した勉強会や演習に情報担当職員を参加させ、対応力の強化を図った。 情報セキュリティ監査実施計画に基づき、機構内監査実施者による監査を実施した。 役職員及び特別研究員、研修生等を対象として、「個人情報保護に関する研修会」を3月6日に開催し、個人情報保護への理解・意識向上に努めた。さらに e-ラーニングシステムを活用し、理解度の把握、知識習得の徹底に務めた。 マイナンバーの取扱いに関する自己点検を3月に実施し、特定個人情報を取り扱う事務取扱担当者の意識向上に努めた。 評定
	以上のように、より高度な情報の保護のための対策を実施し、情報の適正な取扱いの確保に努め、平成 29 年度の目標を達成したことから、「B」評定とした。 評定 B
土物八正による計画	<u>計足 </u>
	情報セキュリティの確保に向けた各種研修や訓練を通じて、サイバー攻撃への対応能力の強化に努めるとともに、情報担当職員については内閣サイバーセキュリティセ
	ンターでの演習に参加させるなど、情報セキュリティ対策の充実を図った。
	また、実施計画に基づく情報セキュリティ監査を実施するとともに、個人情報保護や特定個人情報の適切な取扱いを図っている。
	以上のとおり、年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報	
第4-8	第4 その他業務運営に関する重要事項	
	8 環境対策・安全管理の推進	
当該項目の重要度、難	関	連する政策評価・行政事業 政策評価書: 事前分析表農林水産省30 - ⑩
易度		ごュー 行政事業レビューシート事業番号: 0188
		政策評価書:事前分析表農林水産省30 一⑰
		行政事業レビューシート事業番号: 0215、0222

2.	主要な経年データ								
	指標等	達成目標	基準値	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	(参考情報) 当年度までの累積 値等、必要な情報
			(政府の方針に従い 25 年						当年度までの累積
			度数値を基準値とする。)						値等、必要な情報
	CO2 排出量	平成 25 年度比で							
		11% 削減							
		11,548t-CO2	11,548t-CO2	10,860t-CO2	10,502t-CO2				
		調整 11,245t-CO2		調整 10,727t-CO2	調整 10,594t-CO2				
	総エネルギー使用量	平成 25 年度比で							
		7% 削減							
		229,900GJ		208,500GJ	208,100GJ				
	上水使用量	平成 25 年度比で							
		7% 削減							
		128,183 m ³	128,183 m ³	74,239 m ³	72,759 m ³				
	労働災害発生件数	_		17 件	16 件				
				•					

3 久重業年度の業務に区	る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価
中長期目標	化学物質、生物材料等の適正管理などにより研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うことともに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、事故等の未然防止に努めるとともに、災害等による緊急時の対応を的確に行う。
	水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努める。
中長期計画	化学物質、生物材料等の適正管理などにより研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うことともに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイ
	クルの促進等に積極的に取り組む。また、労働災害や事故の未然防止に努めるとともに、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に行う。
	水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。
年度計画	「国立研究開発法人森林研究・整備機構環境配慮基本方針」及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等に基づき、環境対策、省エネ対策及び安全管理を
	推進する。
	さらに、化学物質等の適切な管理を図るため、関係規程類の整備と手引書の見直し等を進めるとともに、化学物質管理システムの導入を通じた化学物質の一元的な
	管理を推進する。これら取組については、環境配慮等に関する国民の理解を深めるために、研究及び事業活動に係る環境報告書を作成・公表する。
	労働災害等の未然防止の観点から、安全衛生管理の年度計画を策定し、研修等を実施するとともに、安全衛生委員会等による職場点検に取り組むほか、労働災害
	等の発生時における対応等を周知徹底する。
	水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。
主な評価指標	<評価の視点>
	・研究開発業務において、化学物質、生物材料等を適正に管理するシステムが構築されているか。化学物質等の管理に関する問題が生じていないか。
	・資源・エネルギー利用の節約、リサイクルの徹底など環境負荷軽減のための取組等の内容を明確にし実施しているか。
	・職場安全対策及び安全衛生に関する管理体制が適切に構築・運用されているか。災害等における緊急時の対策が整備されているか。
	・水源林造成業務においては、事業者等の労働安全衛生の確保に努めているか。
	(評価指標)
	・環境負荷低減のための取組状況
	・事故、災害を未然防止する安全確保体制の整備状況、安全対策の状況 ・事業者等への労働安全衛生に関する指導の取組状況
法人の業務実績等・自己	
業務実績	- Tripin
未切入順	① 環境対策については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号)」及び「森林総合研究所中期環境目標と実施計画」に基づ
	き、省エネルギーの推進に努めた。また、省エネルギー・省資源・廃棄物対策により、総エネルギー使用量、上水使用量を削減するなどの環境配慮の年度目標(数値目)
	標)を設定し、職員啓発のためにイントラネットや諸会議等で定期的に省エネルギー・省資源に関する情報提供及び協力依頼を行った。さらに、平成 28 年度の森林研究
	・整備機構の環境対策について、「環境報告書 2017」を取りまとめて公表した。
1 1 1	Table NATION AND AND AND AND AND AND AND AND AND AN

	施設関係については、経年劣化した北海道支所の暖房機器を省エネ型の暖房機器に一部を更新した。また、エネルギーセンターの保守員室などより効果的な箇所を
	LED 化するなど省エネに努めた。物品調達にあたっては、環境物品の積極的な調達を平成 13 年度から継続して行っている。 ② 化学物質の管理については、平成 28 年度から関係規程にのっとり、責任体制の整備を図るとともに、化学物質管理システムを導入して在庫薬品等のデータベース
	化と操作マニュアルの整備を行い、教育訓練の実施とあわせて適正な運営、管理を推進した。また、森林総合研究所等に不用薬品調査チームを設け、化学物質管理シ
	ステムへの未登録薬品の調査を行い、在庫薬品の登録管理を確実なものとした。
	生物材料等の管理については、外部委員を含む遺伝組み換え実験安全委員会、動物実験委員会において、実験計画の適否に係る審議を経たものでなければ承認されないという原則を堅持し、実験に携わる職員全員に教育訓練を受講させるなど適正な管理に努めた。
	③ 安全の確保について、研究開発業務においては、平成 29 年度安全衛生管理計画を策定し、産業医(非常勤)及び衛生管理者等による安全衛生委員会を毎月開
	催するとともに、職員等の安全及び衛生に関する事項について検討し対応策を講じるなど、計画に基づき実行した。また、全職員向けの安全に関する講話(353 名参加)を開催するとともに、労働安全全般に係る理解度テストを e-ラーニングを用いて実施した。過去の労働災害の事例の災害要因や予防策等を明確にして労働災害の
	防止を図るため、「森林総合研究所労働災害データベース」及び「危険要因事例集」を更新し、所内向けの安全衛生関連ホームページに常時掲載した。労働災害発生
	時には職員災害発生速報とともに全職員に周知を行った。さらに、特定化学物質障害予防規則の改正に基づき、特定化学物質を取り扱う実験室等への呼吸用保護具・ 保護衣・保護眼鏡・保護手袋・保護長靴・塗布剤・不浸透性のシューズカバー等を配布し備え付ける等、安全管理の徹底に努めた。
	水源林造成業務においては、平成 29 年度に策定した「安全衛生管理実施計画」に基づき、産業医及び衛生管理者等による安全衛生委員会を毎月開催するととも
	に、年 2 回(5 月 、 11 月)各整備局を加えた WEB ミーティングによる拡大安全衛生委員会を開催し、労働安全に係る情報の共有を図った。また、現場業務においては、
	職員の労働災害の未然防止に向けて、「現場出張時の労働安全対策の手引き」に基づき、安全管理・指導の徹底に努めた。蜂災害対策として蜂アレルギー検査の実施 を徹底するとともに、自動注射器、毒吸引器等の応急器具、防蜂網、及びマダニ対策として忌避剤等を現場事務所に配布した。さらに、労働安全衛生に関する各種規
	程、災害防止や被災後の対応等に有用な資料等を 1 冊に編さんし各事務所に備え付けている「労働安全対策の実務必携」について、連絡網等の資料の更新を促し、
	職員の安全への意識を高めた。 森林保険業務においては、平成 29 年度森林保険センター安全衛生管理計画に基づき計画的な取組を実施したほか、「森林保険センター現場業務等の出張時の安
	── 全対策要領」に基づき、救急器具等の携行や連絡体制の確認などの安全管理の徹底に努めた。また、現場業務等の出張に関しては、森林保険センター自動車等管理 ──
	運行規程及び取扱細則を策定し、自動車等の運用管理を適正・明確化するとともに、交通安全講話を実施し(22名参加)、職員の安全意識の向上等に努めた。 健康の確保について、研究開発業務においては、メンタルヘルス対策としてカウンセリングルームを毎月 1 回開設するとともに、職員の健康管理の徹底及び健康診断
	健康づくり計画」に基づき、管理監督者に対するメンタルヘルス教育(58名参加)を実施するとともに、全職員を対象とした健康管理に関する講演会(222名参加)を開催した。10月には、義務化となったストレスチェックを実施し(回答率 90.1%)メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。
	大震・10 月には、義務化さなったペトレステェックを美地しく回合率 90.1 % アングルベルスに関する講義を行うとともに、会議等を通じてメンタルヘルス対策を各職場で 水源林造成業務においては、7 月に開催した新任管理職研修において、メンタルヘルスに関する講義を行うとともに、会議等を通じてメンタルヘルス対策を各職場で
	適切に取り組むよう周知した。義務化されたストレスチェックについては、10月に実施し(回答率 98.2 %)メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。
	森林保険業務では、ストレスチェックを 11 月に実施し(回答率 100 %)メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。 また、水源林造成業務と森林保険業務合同でメンタルヘルス研修を実施した(1月31日、107名参加)。
	このほか、「全国安全週間」(7月1~7日)及び「全国労働衛生週間」(10月1~7日)の期間中、職場内へのポスター掲示及びイントラネットへの記事掲載により労士
	働安全衛生の徹底を図った。 ④ 水源林造成業務における事業者等の労働安全衛生について、各整備局及び水源林整備事務所は、当該事務所が開催する会議等において、労働安全衛生に関
	┃ する指導を実施した。さらに、全国安全週間と間伐等の伐倒作業が増える秋期以降に合わせて、職員が施業実行中の現場に出向き、作業上の安全状況を確認の上、┃
	指導を行うとともに、労働基準監督署や森林管理署との合同によるものを含め、安全パトロールを実施した。 評定 B
	<評定と根拠>
	化学物質の適正な管理を推進するため、化学物質管理システムの導入及び教育訓練、同システムへの未登録薬品の調査・登録を行った。 省エネルギー・省資源・廃棄物対策により、総エネルギー使用量、上水使用量を削減するなどの環境配慮の年度目標(数値目標)を設定し、職員啓発と具体の削減に
	努めた。また、平成 13 年度から継続して行っている環境物品の積極的な調達により環境負荷軽減のための取組を実施した。
	平成 29 年度に策定した安全衛生管理実施計画に基づき、安全衛生委員会を毎月開催し、職員等の安全及び衛生に関する事項について検討するとともに、対応策 を講じるなど、職場安全対策及び安全衛生に関する管理体制を適切に構築・運用した。また、「森林総合研究所労働災害データベース」及び「危険要因事例集」を更新
	し、安全衛生関連ホームページに常時掲載した。
	水源林造成業務における事業者等の労働安全衛生については、事業者等への技術指導の一環として労働安全衛生に関する指導を実施した。 以上のように、平成 29 年度の計画を確実に実施したことから、「B 評定とした。
主務大臣による評価	評定 B
	<評定に至った理由> 省エネルギーの推進については、数値目標を設定した上での職員への普及啓発や、老朽化した暖房機器の更新等、各種の環境対策を行った。
	化学物質の管理については、関係規程に基づき、責任体制を整備するとともに、化学物質管理システムを導入して在庫薬品等のデータベース化と操作マニュアルの整
	備を行う等、適正な運営・管理を実施している。 また、安全管理に関しては、安全衛生委員会を通じた対応策の検討や、労働災害に関する職員への情報提供、応急器具等の配布、メンタルヘルス対策等、研究開発・
	水源林造成・森林保険の各業務において、安全衛生確保に向けた各種の取組を幅広く実施している。
	以上のとおり、年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。

<u>1. 当事務及び事業に関 第4-9</u>		営に関する重要事項						
214	9 施設及び設備	情に関する事項						
当該項目の重要度、難 易度				関連する政策		汝策評価書:事前分析 亍政事業レビューシー		-10
勿 交				V L L		「以事来レビューン	<u> 下尹未留 </u>	
2. 主要な経年データ		+ * + +	20 F F	20 F E	20 5 5	21 5 5	22 / #	(+) + (±+n)
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	(参考情報) 当年度までの累積 <u>値等、必要な情</u> 報
整備件数・金額		3件 197,340千円	3件 1,265,254千円	2件 219,240 千円				
3. 各事業年度の業務に	「係ろ目標 計画 業務	実績、年度評価に係る自		による評価				
中長期目標	- M S H S K S H S K S H S K S H S K S H S K S H S K S H S K S H S K S H S K S H S K S H S K S H S K S H S K S H S K S H S K S K	一の推進や維持・管理経	を費の節減、安全確保 と費の節減、安全確保	等のための老朽化施	設の更新を図る等の	観点から、業務の実施	に必要な施設及び	が設備について、計画的
中長期計画	削減に資する 設及び設備に	炭素社会を目指していく 建築物の省エネ化(改修 一ついて、計画的な整備に 日については、苗畑管理)	≶)や高効率照明の導 <i>。</i> こ努める。	入、維持・管理経費の	節減、安全確保のた	上めの老朽化施設の更	更新等の観点から、	業務の実施に必要な施
		するため、小規模介在地			、国情地で採用する	。 また、 日国人///に >	くては、個小園の	百年[2]. 女 (3) [1] [2] (5)
		施設•設化	世の内容	(単位:百万円) 	\neg			
				<u> </u>				
た内引て		主)「ε」は、各事業年度増減) > 4K24 = 1545) -)	, ar). 16-20 p < 020 H	*)- \ - \ = 1 \ - \ + \ +
年度計画 省エネルギーの推進や維持・管理経費の節減、安全確保等のための老朽化施設の更新を図る観点から、業務の実施に必要な施設及び設備について 備に努める。 四国支所の小規模介在地については、取得のための条件整備を進める。							前について、計画的な整	
	施設及び設備に関する計画							
	Г	施設•設(帯の内容	(単位:百万円) - 予定額	\neg			
		北海道支所暖房設備改 林木育種センター木材料 (ゲノム育種推進拠点施 (林木育種センター)	(修(北海道支所) 組織解析室改修	219				
主な評価指標	<評価の視点							
	・省エネの射 (評価指標) ・省エネ推注 ・整備の実力	推進、長期的な維持管理 性、維持管理経費の節減				を適切に策定し、取組	1が行われているか	
法人の業務実績等・		·						
業務実績	【平成 29 年月 ○ 北海道 老朽化(○ 林木育和 育種を記 【平成 28 年月 ○ 国立研	:実績>)老朽化した暖房設備に- 度施設整備費】 支所暖房設備改修【72,8 の著しい空間がしい食情(でででででででででいる。 意速化するゲノム育種技 ま補正予算国立研究開発 で開発法人森林の後に でがでいる。 ででででででいる。 でででででいる。 ででででいる。 ででででいる。 でいるでででいる。 でいるでででいる。 でいるでででいる。 でいるではいる。 でいるではいるではいる。 でいるではいるではいる。 でいるではいるではいる。 でいるではいるではいる。 でいるではいるではいるではいる。 でいるではいるではいる。 でいるではいるではいるではいる。 でいるではいるではいるではいる。 でいるではいるではいるではいるではいる。 でいるではいるではいるではいる。 でいるではいるではいるではいる。 でいるではいるではいるではいるではいるではいる。 でいるではいるではいるではいるではいるではいる。 でいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるで	342 千円】 から 42 年経過)の改修 進拠点施設の整備【 1 術の開発のため、木材 発法人森林総合研究別	を行った。 146,398 千円】 組織解析室を改修し f災害復旧事業(国立	ゲノム育種推進拠点	施設の整備を実施した	こ。 貴補助金)】	
		近にないて 井同宝駘植	iの建麸工車と 恒担に	湿法署研の設備の敷	は借を行った			

	自己評価	評定	В					
		<評定と根拠>	ナルムベのようよう	在学士部应司部供证据,并上本统与CDD 本统批准则上控制内散供引发。 4、 4、 4、 4、 4、 4、 1、 1、 1、 1、 1、 1、 1、 1、 1、 1、 1、 1、 1、				
		省エネ推進及び老朽化対策のため北海道支所暖房設備改修、林木育種センターゲノム育種推進拠点施設の整備を行った。また、熊本地震で被災した施設、設備等の復旧等を着実に実施した。						
		以上のことから、「B	」評定とした。					
1 [主務大臣による評価	評定	В					
		<評定に至った理由>						
		老朽化した暖房設備の改修や九州支所の被災施設の建替、ゲノム育種技術の開発のための施設の導入等、省エネや研究基盤の整備を計画どおり進めた。						
				実施したことから「B」と評定する。				

4.	. その他参考情報			